

(写)

雑 管 第 1 1 5 号

昭和47年11月14日

文部大臣所轄学校法人理事長 殿

文部省管理局長

安 嶋 彌

「図書の会計処理について（報告）」について（通知）

図書の会計処理については、昭和47年10月24日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

各学校法人においては、図書の会計処理にあたっては、この報告の趣旨を参考として適切に処理されるよう願います。

(写)

(別添)

昭和47年10月24日

文部省管理局長

安 嶋 彌 殿

青 木 茂 男

亀 川 俊 雄

栗 山 益太郎

須 藤 章

高 橋 吉之助

野 原 清

平 間 修

古 川 栄 一

村 山 徳五郎

山 上 一 夫

山野井 和 雄

座 長 古 川 栄 一

図書の会計処理について（報告）

図書については、共通の取り扱いにより会計処理を行なうことが適当であると思料したので、この会議において検討を行なつた結果、このほど別紙のとおり結論を得たので報告します。

(写)

(別紙)

図書の会計処理について

1. 長期間にわたって保存・使用することが予定される図書は、取得価額の多寡にかかわらず固定資産に属する図書として取り扱う。
2. 固定資産に属する図書については、原則として、減価償却経理を必要としないものとする。この場合、図書の管理上、除却の処理が行なわれたときは、当該図書の取得価額相当額をもつて消費支出に計上するものとする。
除却による経理が困難なときは、総合償却の方法により減価償却経理を行なうことができる。
3. 学習用図書、事務用図書等のように、通常、その使用期間が短期間であることが予定される図書は、取得した年度の消費支出として取り扱うことができる。
4. 図書の取得価額には、原則として、取得に要する経費を含まないものとする。
大量購入等による値引額および現金割引額は、「雑収入」として処理することができる。
5. 消費支出として処理した雑誌等を、合冊製本して、長期間にわたって、保存・使用する図書とする場合は、その合冊製本に要した経費をもつて、当該図書の取得価額とすることができる。
6. 図書と類似の役割を有するテープ、レコード、フィルム等の諸資料は、利用の態様に従い、図書に準じて会計処理を行なうものとする。

(写)

(各都道府県知事あてにも同趣旨を通知)

雑 管 第 1 1 5 号

昭和47年11月14日

各都道府県知事 殿

文部省管理局長

安 嶋 彌

「図書の会計処理について（報告）」について（通知）

図書の会計処理については、昭和47年10月24日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

ついては、都道府県知事所轄学校法人においても、図書の会計処理にあたっては、この報告の趣旨を参考として適切な処理がなされるようご指導願います。